

独立行政法人国立女性教育会館が
達成すべき業務運営に関する計画
(中期計画)

認可：令和3年3月30日

独立行政法人国立女性教育会館

目 次

I	中期目標の期間	1
II	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1	<u>男女共同参画社会の実現に向けた人材の育成・研修の実施</u>	1
(1)	女性活躍推進のためのリーダーの育成	2
(2)	教育分野における政策・方針決定への女性の参画拡大に向けた取組の充実と男女共同参画に関する教育の推進	2
(3)	困難な状況に置かれている女性を支援するための人材の育成	2
(4)	新たな課題（萌芽的課題）等に対応した男女共同参画研修の実施	3
2	<u>男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備のための調査研究の実施</u>	3
3	<u>広報活動の強化と効果的な情報発信</u>	3
(1)	女性の活躍推進等に資する情報の一元化・発信	4
(2)	男女共同参画等に関する歴史的資料の収集・保存の推進	4
(3)	より多様な主体への積極的な広報活動の充実・強化	4
4	<u>男女共同参画の推進に向けた国際貢献</u>	5
(1)	アジア地域等における女性教育・男女共同参画推進のための人材育成	5
(2)	国際的課題への対応	5
5	<u>横断的に取り組む事項</u>	5
(1)	国内外の関係機関との連携強化・ネットワークの強化、若者の理解促進	5
(2)	ICTの活用による教育・学習支援の推進	6
III	業務運営の効率化に関する事項	
1	業務効率化に関する取組	6
(1)	経費等の合理化・効率化	6
(2)	調達等の合理化	6
(3)	給与水準の適正化	6

IV	財務内容の改善に関する事項	7
1	予算の適切な管理と効果的な執行	7
(1)	予算執行の効率化	7
(2)	自己収入の拡大等	7
V	短期借入金の限度額	7
VI	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産に関する計画	7
VII	上記以外の重要な財産の処分等に関する計画	7
VIII	剰余金の使途	7
IX	その他業務運営に関する重要事項	
1	予算	7
2	収支計画	8
3	資金計画	8
X	その他業務運営に関する重要事項	
1	内部統制の充実・強化	8
2	情報セキュリティ体制の充実	8
3	人事に関する計画	8
4	長期的視野に立った施設・設備の整備等	8

別添1 国立女性教育会館 第5期中期目標期間 研修体系図

別添2 国立女性教育会館 第5期中期目標期間 調査研究のロードマップ

別紙1 予算

別紙2 収支計画

別紙3 資金計画

別紙4 施設・設備に関する計画

※Ⅱ 1～5の各項目を一定の事業等のまとめりとする（下線部）。

(序文)

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 30 条の規定により、独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。）が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

(基本方針)

会館は、我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、これまでに蓄積した様々な資源を活用し、女性の活躍をより一層推進するため、国、地方公共団体や教育委員会、男女共同参画センター、女性団体、大学、学校、企業等との連携・ネットワークを一層充実させ、積極的な広報・情報発信を強化し、社会に対して幅広くアプローチすることにより、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の実現に貢献する。

このため、第 5 次男女共同参画基本計画等で示された政府の方針に則って、研修、調査研究、広報・情報発信、国際貢献を推進・実施する。

I 中期計画の期間

中期計画の期間は、令和 3 年（2021 年）4 月 1 日から令和 8 年（2026 年）3 月 31 日までの 5 年間とする。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 男女共同参画社会の実現に向けた人材の育成・研修の実施

男女共同参画社会の形成の促進に資する取組をより一層加速させるためには、社会のあらゆる分野において男女共同参画や女性の活躍を推進する人材の育成が不可欠である。

このため、第 5 次男女共同参画基本計画等を踏まえ、会館が実施すべき研修を定めた研修体系図（別添 1）に基づき、地方公共団体、男女共同参画センター、教育委員会、学校や大学などの教育機関、企業や女性団体など民間団体等と連携して以下の 3 分野の研修を毎年度実施し、研修参加者に対して、研修内容に応じた効果測定を行い、85%以上から肯定的な評価を得る。

また、持続可能な開発目標（SDGs）のジェンダー主流化やゴール 5「ジェンダー平等を実現しよう」への対応や脆弱な状況におかれている女性に、より深刻な影響を与える新型コロナウイルス感染症や、近年、毎年発生している自然災害などの新たな課題に対応するため、当該課題を盛り込んだ研修の実施に取り組む。

実施したプログラムについては、その新規性と積極性を踏まえた評価を行う。

(1) 女性活躍推進のためのリーダーの育成

- ①地方公共団体や男女共同参画センター等地域において、女性の活躍や男女共同参画を推進するリーダー、企業において女性の活躍やダイバーシティを推進するリーダー等の男女を対象とし、女性が活躍できる組織の在り方、課題把握、課題解決のための取組の在り方、男性の育児参画支援などについて、関係機関と連携して実践的に学習する研修を実施する。
- ②女性の活躍のための環境整備を推進するため、オンラインも活用した参加者同士のネットワークの構築を促進し、多様なリーダーが分野を越えて横断的に情報交換を行い、課題を共有し、解決策を探る機会を提供する。
- ③毎年度、研修参加者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査等を実施し、85%以上から研修内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。その際、課題等の改善点に関する調査も行い、研修等の見直しに活用する。

(2) 教育分野における政策・方針決定への女性の参画拡大に向けた取組の充実と男女共同参画に関する教育の推進

- ①学校教育における指導的地位（校長や副校長・教頭）に占める女性の管理職割合を高めるため、教員の固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消を含めた研修を実施し、学校等における男女共同参画に関する教育・学習の充実を図る。
- ②教育委員会や男女共同参画センター等と連携して研修参加者を募るとともに、オンラインを活用した参加者同士のネットワークの構築を図る。
- ③毎年度、研修参加者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査等を実施し、85%以上から研修内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。その際、課題等の改善点に関する調査も行い、研修等の見直しに活用する。

(3) 困難な状況に置かれている女性を支援するための人材の育成

- ①内閣府、警察やNPOなどの関係機関と連携し、男女共同参画センター等において、困難な状況に置かれている女性を支援する人材を育成するために、専門的知識・技能の向上を図る研修を実施する。
- ②毎年度、研修参加者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査等を実施し、85%以上から研修内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。その際、課題等の改善点に関する調査も行い、研修等の見直しに活用する。

(4) 新たな課題（萌芽的課題）等に対応した男女共同参画研修の実施

- ①新型コロナウイルス感染症や自然災害などは、全ての人の生活を脅かすと同時に、特に女性や脆弱な状況にある人々により深刻な影響を与えている。これらを踏まえ、男女共同参画の推進に影響を与える新たな課題等に対応した研修プログラムを開発し、研修の実施・支援に取り組む。
- ②また、新たな課題には、自治体等の複数部局にまたがったり、大学や学校、企業等異なる組織に共通するものも想定されるため、必要に応じ課題に関係する者が組織を越えて参加可能な課題別研修の開発に取り組む。
- ③実施したプログラムについては、研修参加者へのアンケート調査等を実施するほか、その新規性と積極性を踏まえ、そのプログラムが男女共同参画を推進する上で効果的であるなどの観点から評価を行う。その際、課題等の改善点に関する調査も行い、研修等の見直しに活用する。

2 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備のための調査研究の実施

ロードマップ（別添2）に基づき、男女の置かれている状況を客観的に把握するための調査研究を実施する。

- ①初等中等教育分野における女性教員の管理職の登用や初等中等教育分野における男女共同参画の促進及び持続可能な開発目標（SDGs）に関する教育機会の拡大に伴う教員の理解促進等に資する調査研究を実施する。
- ②ジェンダー統計についての国際的動向に関する情報を収集するとともに、地方公共団体や男女共同参画センターにおけるジェンダー統計の利活用の促進を図る。
- ③女性のキャリア形成や意思決定過程への参画についての調査研究を行うとともに、男女共同参画センター等において新型コロナウイルス感染症の影響を受けて更に深刻化する困難を抱えた女性支援の在り方等についての調査研究を実施する。
- ④調査研究で把握された現状と課題等の成果は、研修プログラムの作成等に活用する。
- ⑤中期目標期間中に、時代の変化によって新たな課題が生じた場合は、当該課題の解決に資する調査研究の実施を検討する。

3 広報活動の強化と効果的な情報発信

男女共同参画に関わる様々な情報が会館にアクセスすることで幅広く利用できる体制を整え、地方公共団体、企業、大学、学校を始めとした教育機関等において、関係者が情報を有効に活用できる環境を整える。

このため、継続的に国内外の専門的な資料や情報、会館や内閣府等の関係府省、地方公共団体等の関係機関の施策、事業、調査研究等の情報を幅広くとりまとめて整理し、文部科学省や関係機関等と連携してわかりやすく提供していく。

また、顕著な業績を残した女性や女性施策等に関する記録の収集・提供等を行う女性アーカイブの構築を進め、全国的にその成果の還元を図る。

さらに、国内外のより多様な主体への広報・情報発信を充実・強化していくことにより、研修参加者等の増をはじめとした事業の一層の充実を図る。

(1) 女性の活躍推進等に資する情報の一元化・発信

- ①女性教育情報センター利用者に資料等を提供するとともに、女性情報ポータル及びデータベースの整備充実を図り、広く国民に対してわかりやすく情報発信を行う。
- ②中期目標期間中にデータベース化件数については、13万件以上を達成する。
- ③中期目標期間中にのべ150か所以上の男女共同参画センターや大学等に、女性の活躍推進や男女共同参画社会の形成を目指した様々なテーマに応じた図書をパッケージ化して貸し出すことにより、学習者への支援を行う。

(2) 男女共同参画等に関する歴史的資料の収集・保存の推進

- ①女性教育等に関連する歴史的な資料について、外部有識者の意見を参考にしつつ、収集・保存のための方針に基づいて全国から収集し保存する。女性に関する史・資料を中期目標期間中に新たに5千点以上データベース化する。
- ②アーカイブ企画展を中期目標期間中にのべ30機関以上と連携して実施する。
- ③これまで実施した基礎的研修の実績を踏まえ、女性アーカイブを所有する施設間のネットワーク形成に重点を移し、中期目標期間中に女性アーカイブに関する研修を実施し、毎年度、研修参加者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査等を実施し、85%以上から研修成果を効果的に活用できているなどのプラスの評価を得る。その際、課題等の改善点に関する調査もを行い、研修等の見直しに活用する。

(3) より多様な主体への積極的な広報活動の充実・強化

- ①会館の事業や取組について積極的に国民に周知し、会館のプレゼンスを高めるため、会館としての広報計画を策定し、理事長のトップマネジメントのもとに効果的な広報活動を推進する。ICTの活用により多様な主体への広報活動を充実・強化する。
- ②多様な場で男女共同参画に関する研修等が実施されるよう、会館が行う研修や取組について、地方公共団体や男女共同参画センターのみならず、企業や大学を始めとした教育機関等に対しても、情報発信やプログラムの提供等を行う。ホームページ等のアクセス件数を中期目標期間中に45万件以上達成する。
- ③調査研究の成果普及等に資する取組に関しては、会館の研修プログラムや外部での講師活動等を通じて普及・啓発を図るとともに、わかりやすい冊子や動画にまとめて発信する。
- ④継続的に国内外の専門的な資料や情報、会館や内閣府等の関係府省、地方公共団体

等の関係機関の施策、事業、調査研究等の情報を幅広くとりまとめて整理し、文部科学省や関係機関等と連携してわかりやすく提供する。

4 男女共同参画の推進に向けた国際貢献

中期目標期間中に、以下に掲げる国際関係事業を10件以上実施する。

(1) アジア地域等における女性教育・男女共同参画推進のための人材育成

- ①SDGs のジェンダー主流化や17のゴールに基づき、日本及びアジア地域等の共通のジェンダー課題をテーマに、各国の女性教育・男女共同参画推進のための人材の育成に資する実践的な研修を、外務省やNGOなどと連携して実施する。
- ②毎年度、セミナー参加者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査等を実施し、80%以上から研修内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。その際、課題等の改善点に関する調査も行い、研修等の見直しに活用する。

(2) 国際的課題への対応

- ①国連女性の地位委員会(CSW)や女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(CEDAW)で求められている課題(女性の経済的エンパワーメント、女性のリーダーシップ、女性に対する暴力の根絶、男性への働きかけ等)について、ジェンダー平等政策の先進的な取組をテーマとして取り上げ、国内外の関係者による国際セミナーを実施するとともに、先進的な取組における女性支援施策の情報を収集する。
- ②これまでに構築した海外の諸機関との協力体制を基礎として、男女共同参画に関する情報交換や協働事業等を実施する。
- ③毎年度、研修参加者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査等を実施し、80%以上から研修内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。その際、課題等の改善点に関する調査も行い、研修等の見直しに活用する。

5 横断的に取り組む事項

(1) 国内外の関係機関等との連携・ネットワークの強化、若者の理解促進

- ①関係府省との意思疎通と情報共有を図り、連携して事業を行うとともに、「国立女性教育会館運営委員会」を有識者や関係府省から意見を聞く場として活用する。
- ②若者の男女共同参画に関する意識・意見の把握に努めるとともに、次代を担う若者への男女共同参画に関する理解を促進させる取組を実施する。男女共同参画は、男性にとっても重要であり男女が共に進めていく必要があるため、女性に限らず男性

への理解促進の取組も進める。

- ③中期目標期間中にのべ 120 機関以上との協働で研修事業等に取り組み、連携によるより効果的な事業を実施するとともに、他団体が実施する男女共同参画に関連する研修等への協力を行う。

(2) ICT の活用による教育・学習支援の推進

- ①これまで会館が主催する研修等に直接参加する機会がなかったリーダーを始め、地理的理由等から直接の参加が困難な国民に幅広く学習機会を提供することができるよう、e ラーニングやオンライン研修等による教育・学習支援を行う。
- ②会館が実施する研修等の内容の一部又は全部について、オンラインによるライブ又はオンデマンド配信を中期目標期間中に 40 件以上実施する。
- ③会館が実施する研修のオンラインプログラム等について活用方を検討し、中期目標期間中にその運用指針を策定する。

Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項

1 業務効率化に関する取組

(1) 経費等の合理化・効率化

業務量の変動に対応した組織体制の見直し及び電子化等に取り組み、業務の徹底した見直し、効率化を図ることにより、一般管理費（公租公課を除く。）については、令和2年度と比して5%以上、業務経費（公共施設等運営事業関係経費を除く。）について令和2年度と比して5%以上、中期目標期間中に効率化を図る。

(2) 調達等の合理化

契約については「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、契約の適正化、調達の合理化等を推進することにより、コストを削減し公正性、透明性を確保する。

また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、効果的・効率的な業務運営のため、間接業務等を、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、教職員支援機構と共同で実施し、その取組を一層推進する。

(3) 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、役職員給与の適正化に取り組むとともに、その取組状況を公表する。

IV 財務内容の改善に関する事項

1 予算の適切な管理と効果的な執行

(1) 予算執行の効率化

独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。

(2) 自己収入の拡大等

受託研究、寄附金や科学研究費補助金等の外部資金の受入れ、施設の有効利用促進やPFI事業の活用等により、自己収入の確保に取り組む。運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、理事長のリーダーシップのもと、適切な予算配分等を行う。また、自己収入の取り扱いでは、毎事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営を行う。

V 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は1億円とする。

短期借入金が想定される事態としては、運営費交付金の受け入れに遅延が生じた場合である。

なお、想定されていない退職手当の支給などにより緊急に必要となる経費として借入れすることも想定される。

VI 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産に関する計画

なし

VII 上記以外の重要な財産の処分等に関する計画

なし

VIII 剰余金の使途

- 1 研修事業の充実
- 2 調査研究事業の充実
- 3 広報・情報発信事業の充実
- 4 国際貢献事業の充実
- 5 施設設備の整備等の充実

IX その他業務運営に関する重要事項

1 予算

別紙1のとおり

2 収支計画

別紙2のとおり

3 資金計画

別紙3のとおり

X その他業務運営に関する重要事項

1 内部統制の充実・強化

理事長のリーダーシップのもと、会館が担う役割や課題等の情報を職員が共有し、所要の規則等を整備し、ガバナンスの保持、コンプライアンスの遵守等内部統制を充実するとともに、役職員のモチベーション・使命感の向上に取り組む。

内部規程を必要に応じて見直し、内部統制・リスク管理の充実及び監事による監査機能を強化する。また、監事による監査及び会館が自ら行うモニタリングの結果を業務に反映させ、内部統制等の継続的な見直しを図る。

2 情報セキュリティ体制の充実

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群、外部機関の監査結果を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時適切に見直すとともに、情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。

また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

3 人事に関する計画

職員の専門性を高めるための研修を実施するとともに、他機関が主催する研修事業への参加を促すなど研修機会を充実させる。さらに、業務の効率的・効果的な運営のため、人員を適切に配置するとともに、人事交流等により、研究職員やデジタル人材等を確保し組織の活性化を図る。そのため、人材確保・育成方針を策定しその取り組みを進める。

4 長期的視野に立った施設・設備の整備等

長期的視点に立った安心・安全な研修環境の維持のための施設改修、設備更新を計画的に進める（別紙4のとおり）。また、保有資産については、引き続き、その保有の必要性について不断に見直しを行う。

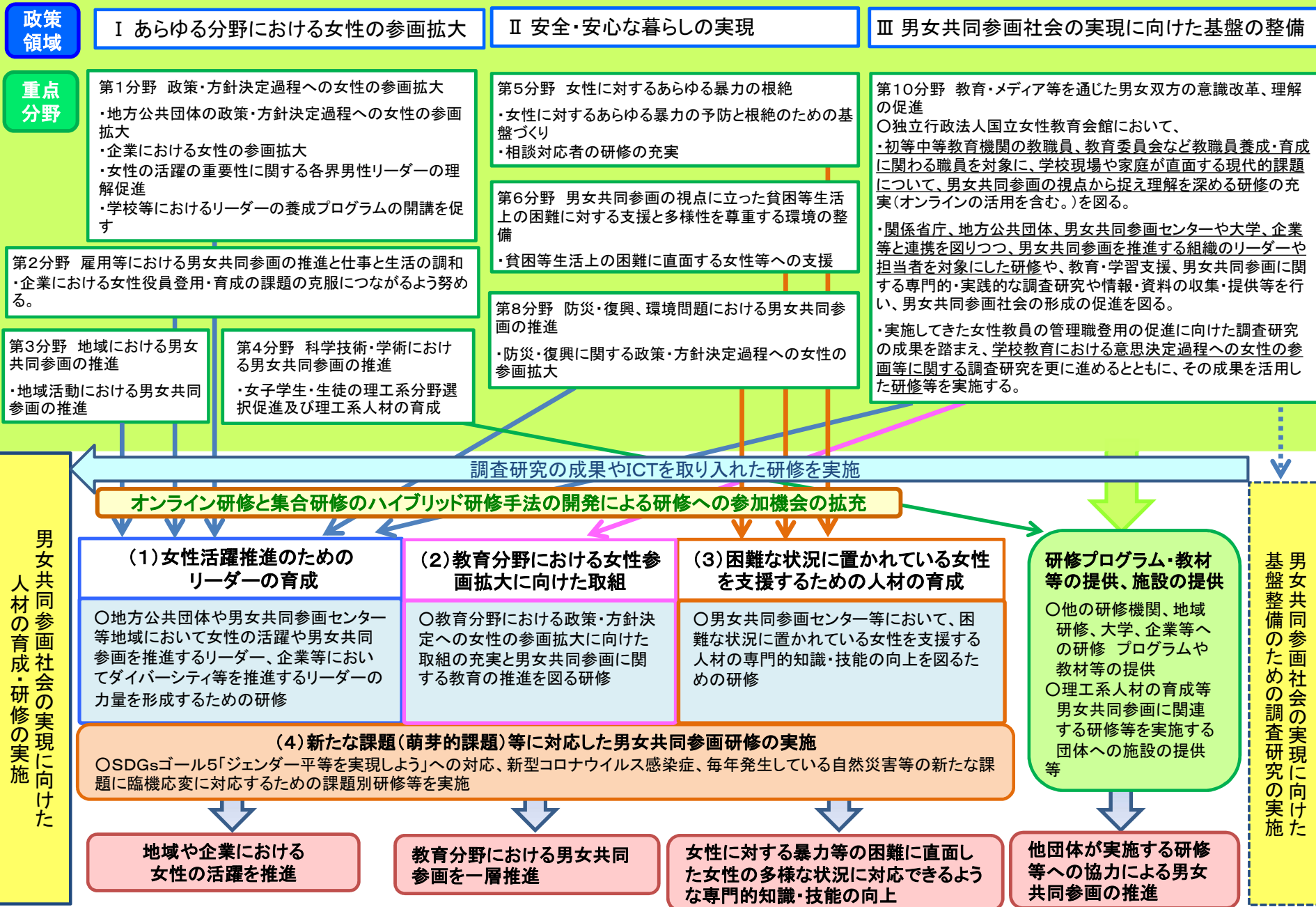
女性教育・男女共同参画に関する業務の着実な遂行により施設の利用状況を向上させるとともに、PFI 事業に係る適切なモニタリングの実施及び積極的な広報等によ

り、多様な主体による施設の利用促進を図る。

研修施設を含め、他法人や関係機関等との連携を含め施設の利活用をより一層推進するとともに、他法人や関係機関等の施設を利用して研修を実施する可能性も視野に入れつつ、不断の見直しを行う。施設利用率について、中期目標期間中に50%以上を達成する。また、施設ごとの利用率の目標については、PFI事業者と協議の上、年度計画において適切に設定する。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用率の目標を達成することが困難な場合は、その点を考慮して評価を行う。

なお、災害時等において、国や地方公共団体等から避難者等の受け入れの要請があった場合、関係機関と連携して施設を有効利用する。

第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月)



国立女性教育会館 第5期中期目標期間 調査研究のロードマップ

調査研究	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	概要
①学校教育における男女共同参画推進に関する調査研究	女性教員の管理職登用の促進に向けた現状・課題の把握					初等中等教育分野における女性教員の管理職の登用や、初等中等教育分野における男女共同参画の促進、持続可能な開発目標（SDGs）に関する教育機会の拡大に伴う教員の理解促進等に資する調査研究を実施する。
	阻害／促進要因の把握・分析、好事例等の収集・分析・発信等					
	学校教育における男女共同参画の推進、教員の理解促進等に関する現状・課題の把握					
	現状・課題の把握・分析		報告書・教材等の作成	学校における男女共同参画の推進に関する喫緊の課題の把握・分析		
②ジェンダー統計に関する調査研究	ジェンダー統計についての国際的動向に関する情報収集・地方公共団体や男女共同参画センターにおけるジェンダー統計の利活用の促進					ジェンダー統計についての国際的動向に関する情報を収集するとともに、地方公共団体や男女共同参画センターにおけるジェンダー統計の利活用の促進を図る
	ジェンダー統計に関する情報収集・整理・分析／SDGsに関連するジェンダー統計参考資料の作成等					
③女性のキャリア形成や意思決定過程への参画についての調査研究	女性のキャリア形成や意思決定過程への参画についての調査研究					女性のキャリア形成や意思決定過程への参画についての調査研究を行う
	課題の把握／調査方法の検討／アンケート調査・ヒアリング調査等の実施／調査結果の分析・まとめ					
④困難を抱えた女性支援の在り方等についての調査研究	男女共同参画センター等の地域における女性相談システムの強化に役立つ参考資料について検討	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて更に深刻化する困難を抱えた女性支援の在り方等についての実態やニーズの把握			男女共同参画センター等において新型コロナウイルス感染症の影響を受けて更に深刻化する困難を抱えた女性支援の在り方等についての実態やニーズの把握を進める。	
		課題の把握／調査方法の検討／アンケート調査・ヒアリング調査等の実施／調査結果の分析・まとめ				
⑤新たな課題に対応する調査研究	大学関係者等を対象とした「アンコンシャス・バイアス」の解消に資する研修プログラムを開発する。					時代の変化によって新たな課題が生じた場合は、当該課題の解決に資する調査研究の実施を検討する。
	新たな課題の把握と調査方法の検討及び調査の実施・分析等					

※ 収集した資料、情報、調査データや調査結果等について、研修事業へ適宜活用する。

令和3年度～令和7年度中期計画予算

(単位:百万円)

区 別	研 修 関係事業	調査研究 関係事業	広報・ 情報発信 関係事業	国際貢献 関係事業	公共施設等 運営事業 関係事業	共 通	合 計
収入							
運営費交付金	109	63	346	61	632	1,326	2,537
施設整備費補助金						290	290
自己収入					321	1	322
計	109	63	346	61	953	1,617	3,149
支出							
業務経費							1,532
うち研修関係経費	109						109
うち調査研究関係経費		63					63
うち広報・情報発信関係経費			346				346
うち国際貢献関係経費				61			61
うち公共施設等運営事業関係経費					953		953
施設整備費						290	290
一般管理費						1,327	1,327
計	109	63	346	61	953	1,617	3,149

[人件費の見積り]

期間中総額964百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職手当に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定ルール]

別紙のとおり

1. 運営費交付金の算定ルール

毎事業年度に交付する運営費交付金(A)については、以下の数式により決定する。

$$A(y)=P(y) + R1(y) + R2(y) + \varepsilon (y) - B(y)$$

A(y): 当該事業年度における運営費交付金

$\varepsilon (y)$: 特殊業務経費。施設・設備の改修工事、事故の発生等の事由により時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与える規模の経費。
各事業年度の予算編成過程において、当該経費を具体的に決定。

1) 人件費

毎事業年度の人件費(P)については、以下の数式により決定する。

$$P(y)=P(y-1) \times \sigma (\text{係数}) \times \theta (\text{係数})$$

P(y): 当該事業年度における人件費。P(y-1)は直前の事業年度におけるP(y)。

σ : 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率、給与改善率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

θ : 人件費効率化係数。各事業年度予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

注) 当該法人における退職手当については、独立行政法人国立女性教育会館役員退職手当規程及び独立行政法人国立女性教育会館職員退職手当規程に基づいて支給することとし、毎事業年度に想定される金額を運営費交付金に加算する。

2) 業務経費

毎事業年度の管理経費の業務費(R1)及び事業経費の業務費(R2)については、以下の数式により決定する。

$$R1,2(y)=R1,2(y-1) \times \beta (\text{係数}) \times \gamma (\text{係数}) \times \alpha 1,2 (\text{係数})$$

R1,2(y): 当該事業年度における業務経費。R1,2(y-1)は直前の事業年度におけるR1,2(y)。

β : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

γ : 業務政策係数。自己収入に見合う支出を勘案し、また、研究開発の場合には、計画期間中の初期に大きな投資が必要であること、事業の進展により必要経費が変動すること等を勘案し、各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

$\alpha 1,2$: 効率化係数。各独立行政法人について計画的削減を行うこととされている観点から、業務の効率化等を勘案して、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

3) 受託事業等経費(受託事業実施に伴う間接経費を含む)

毎事業年度の受託事業経費(F)については、以下の数式により決定する。

$$F(y)=F(y-1) \times \omega (\text{係数})$$

F(y): 当該事業年度における受託事業収入の見積り。F(y-1)は直前の事業年度におけるF(y)。

ω : 受託収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

4) 自己収入

毎事業年度の自己収入(B)の見積り額については、以下の数式により決定する。

$$B(y)=B(y-1) \times \lambda (\text{係数}) \times \delta (\text{係数})$$

B(y): 当該事業年度における自己収入の見積り。B(y-1)は直前の事業年度におけるB(y)。

λ : 収入調整係数。過去の実績における自己収入に対する収益の割合を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

δ : 自己収入政策係数。過去の実績等を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

[注記]前提条件

1. 運営費交付金の試算にあたっての係数值

$\alpha 1$: 効率化係数: $\Delta 1.03\%$

$\alpha 2$: 効率化係数: $\Delta 1.03\%$

β : 消費者物価指数: 勘案せず

θ : 人件費効率化係数: 勘案せず

γ : 業務政策係数: 勘案せず

ω : 受託収入政策係数: 勘案せず

δ : 自己収入政策係数: 勘案せず

σ : 人件費調整係数: 勘案せず

λ : 収入調整係数: 0%

令和3年度～令和7年度年度収支計画

(単位:百万円)

区 別	研 修 関係事業	調査研究 関係事業	広報・ 情報発信 関係事業	国際貢献 関係事業	公共施設等 運営事業 関係事業	共 通	合 計
費用の部							
經常費用	135	74	370	66	957	1,545	3,147
業務費							
うち研修関係経費	135						135
うち調査研究関係経費		74					74
うち広報・情報発信関係経費			370				370
うち国際貢献関係経費				66			66
うち公共施設等運営事業関係経費					957		957
一般管理費						1,485	1,485
減価償却費						60	60
財務費用							-
臨時損失							-
収益の部							
經常収益	135	74	370	66	957	1,545	3,147
運営費交付金収益	109	63	346	61	632	1,306	2,517
自己収入					321	1	322
施設費収益						145	145
資産見返運営費交付金戻入						59	59
資産見返物品受贈額戻入						1	1
賞与引当金見返りに係る収益	19	8	18	4	3	24	76
退職給付引当金見返りに係る収益	7	3	6	1	1	9	27
純利益							
目的積立金取崩額							
総利益							

令和3年度～令和7年度資金計画

(単位:百万円)

区 別	研 修 関係事業	調査研究 関係事業	広報・ 情報発信 関係事業	国際貢献 関係事業	公共施設等 運営事業 関係事業	共 通	合 計
資金支出							
業務活動による支出	109	63	346	61	953	1,452	2,984
投資活動による支出						165	165
次期中期目標の期間への繰越金							-
資金収入							
業務活動による収入							
運営費交付金による収入	109	63	346	61	632	1,326	2,537
自己収入					321	1	322
投資活動による収入							
施設費による収入						290	290
前期中期目標の期間よりの繰越金							-

令和3年度～令和7年度施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
機能性向上改修 屋上防水改修工事	290	施設整備費補助金
計	290	

[注記]

金額については見込みである。

なお、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設整備が追加されることがあり得る。また、施設・設備の老朽度合等を勘案した改修(更新)等が追加されることがあり得る。